

社会福祉法人ひまわり会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「当法人」という）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。

その金額は、常勤役員等が、任命された際に定めることとする。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 交通費及び車賃については以下の通りとする。

(1) 理事会等の会議に出席する場合

会議等の開催場所より自宅までの距離に応じ下記の通り支給する。

	2km以上5km未満	5km以上15km未満	15km以上25km未満	25km以上50km未満	50km以上
交通費	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	8,000円

(2) 県外の研修及び視察等に参加する場合

交通費は、社会福祉法人ひまわり会旅費規程（以下「旅費規程」という。）第15条の規定において計算し、実費額を支給する。

その際、旅費規程第6条及び第12条における制限はないこととする。

3 宿泊を伴う研修及び視察等に参加する場合の宿泊料は、旅費規程第15条の規定において計算し、実費額を支給する。

その際、旅費規程第12条における制限はないこととする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した月の翌月の10日までに1ヶ月分をまとめて支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。  
この規程は、平成29年6月24日より施行する。

## 別表1

### (1) 評議員

	日 額	年間総額 (1人あたりの上限)
評議員会への出席	8,000円	100,000円
上記の他、法人及び 施設業務のための出勤	8,000円	

### (2) 理事長

	日 額	年間総額 (上限)
理事会等会議への出席	27,000円	7,000,000円
上記の他、法人及び 施設業務のための出勤	27,000円	

### (3) 理 事

	日 額	年間総額 (1人あたりの上限)
理事会等会議への出席	12,000円	240,000円
上記の他、法人及び 施設業務のための出勤	12,000円	

### (4) 監 事

	日 額	年間総額 (1人あたりの上限)
理事会等会議への出席	12,000円	240,000円
上記の他、法人及び 施設業務のための出勤	12,000円	